

令和4年度第2回広島県食品安全推進協議会議事録（概要）（案）

日時：令和5年2月9日（木）午前10時00分～12時00分

開催方法：web開催

出席者：（敬称略）

【座長】 谷本 昌太 （県立広島大学人間文化学部長）
学識経験者 山内 雅弥 （国立大学法人広島大学副理事）
村上 和保 （広島女学院大学教授）
細野 賢治 （国立大学法人広島大学大学院統合生命科学研究科教授）
消費者代表 福島 守 （広島県生活協同組合連合会事務局長）
栗原 理 （公益社団法人広島消費者協会会長）
市川 幸子 （広島県地域女性団体連絡協議会事務局長）
生産者代表 久保井 晃浩 （広島県農業協同組合中央会常務理事）
原田 敦司 （全国農業協同組合連合会広島県本部専任部長）
渡邊 雄蔵 （広島県漁業協同組合連合会専務理事）
事業者代表 中本 哲夫 （一般社団法人広島県食品衛生協会常務理事）
沖 隆憲 （日本チェーンストア協会中国支部）
石川 秀次郎 （広島県スーパーマーケット協会事務局）

1 議事次第

- (1) 開会
- (2) 挨拶 平中総括官(木下健康福祉局長代理)
- (3) 議事
 - ① 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の進捗状況について
 - ② 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」次年度の取組について
 - ③ 令和5年度食品衛生監視指導計画の概要（案）について
 - ④ その他情報提供

2 配布資料

- 資料1 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン数値目標に係る令和4年度の実績（見込）
- 資料2 講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合を把握するためのアンケート調査について
- 資料3 食品衛生に係る苦情等のアンケート調査
- 資料4 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン令和5年度の計画（案）
- 資料5 夏期における食中毒予防の各取組の見直しについて（案）
- 資料6 令和5年度食品衛生監視指導計画の概要（案）
- 資料7 広島県ふぐの処理等に関する条例の施行及び令和4年度広島県ふぐ処理者試験の実施について
- 資料8 東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出と日本産食品の安全性の確保について
- 資料9 G7広島サミットに向けての食品衛生対策について

3 議事概要

【座長】

本日の協議会では、食品の安全に関する基本方針及び食品の安全に関する推進プランの進捗状況について、行政・生産者・事業者・消費者それぞれの立場でご意見を願います。

①「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の進捗状況について

【事務局】

・資料1により、令和4年度の実績（見込）について説明

「有症者50人以上の食中毒事件（過去5年平均）」は1.0件、「講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合」は68%と達成の見込。

「回収着手報告書提出までの所要日数」は、中央値で1日、平均で2日。実績について、第1回推進協議会で、中央値で計上してはどうかとの意見があったため、今回から中央値で計上した。

「表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均）」は17件と、計画策定時よりは減少している。

「食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合」は17%であり、昨年度より増加する結果となった。苦情の受付件数自体は令和3年度の665件から今年度は387件とおよそ4割程度減少したが、事業者の説明対応に納得できなかったという方が同じ比率で減少しなかった。

危機管理、食品表示及びリスクコミの柱の3つの数値目標は令和7年度の評価。

【座長】

今の説明について、何かご意見・質問等あるか
(質疑・意見等なし)

・資料2により、講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合を把握するためのアンケート調査について説明

【事務局】

HACCPを理解している者の割合を把握するために、保健所で開催する食品事業者を対象とした食品衛生講習会の受講者の方に対して、アンケート調査を実施している。

理解している者の割合は68%と、令和3年度から10ポイントほど増加している。事業の内容別の内訳は、飲食店で65%、製造加工業で78%、給食施設で76%、販売業その他で59%という結果。飲食店の事業者の理解度は65%だが、令和3年度が51%だったことから、確実に理解している者は増えているというところで、令和5年度も講習会等でHACCPを理解している者の割合を増やしていきたい。

・資料3により、食品衛生に係る苦情等のアンケート調査について説明

取組の柱リスクコミの中で、第一生命保険株式会社様と連携したアンケート調査を実施している。第1回の推進協議会で、保健所の令和3年度の苦情の対応状況で異物混入によるもの

が最も多いという結果が出たため、今回のアンケートは異物混入に特化した内容とし、併せて農林水産物の認証制度についてもご存じか否かの設問を入れた。

実施期間は昨年11月10日から本年1月19日で、結果は現在集計中のため、次回の協議会で報告する予定。

(質疑・意見等)

【山内委員】

第一生命のアンケートについて、結果はまだということだが、数としてはどのくらいの数をとられたのか。

【食品生活衛生課】

約480枚、回収している。

【山内委員】

年代などといったこともこれから分析されるということか。

【食品生活衛生課】

そのとおり。

② 食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 次年度の取組について

・資料4により、次年度の取組について説明。

【事務局】

令和5年度の目標について、有症者50人以上の集団食中毒事件数(過去5年平均)は、2.4件、講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合は50%を目標としている。他3つの数値目標は、年度ごとの目標はないが、令和7年度の目標に近づけるよう取組を行う。

令和4年度からの変更点は、従来、7月～8月を食中毒予防月間としていたところを、来年度は、名称を夏の食中毒予防期間とし、実施期間を6月～9月として取組む。(詳細は、後程、資料5で説明。)また、HACCP講習会について、講習会に従業員を送り込む余裕がない、あるいは日程が合わないという事業者さんの声もあるので、新たな取組みとして講習動画の配信を予定しており、受講者が都合のよい時間場所で受講できるものと考えている。

【座長】

今の説明について、何かご意見・質問等あるか。

(質疑・意見等なし)

・資料5により、夏期における食中毒予防の各取組の見直しについて(案)について説明。

【事務局】

夏の食中毒予防の取組として、広島県はこれまで独自に食中毒警報発令事業、それから食中毒予防月間の取り組みを実施している。この取組について、近年の気象状況の変動や細菌性食中毒の発生時期を踏まえて、より効率・効果的な対策となるよう見直しを行う。

食中毒警報発令事業は廃止、食中毒予防月間については、名称を「夏の食中毒予防期間」とし、実施時期を7～8月から6～9月に変更し、内容を充実させる。

(質疑・意見等)

【座長】

実態に合わせた形で、より効果的に改変しているということで私は理解した。何か、御意見・質問はあるか。

【山内委員】

今の地球温暖化の傾向に合わせた時期を変更されたという点と、警報事業が始まってもう50年以上経っており、もう慣れっこになってしまっているということなので、「いつも出てい

る」という状況があるのかなということ、見直しの背景は理解した。
ただ、少し気になるのが、年中、何かの月間になっているということで、食中毒予防期間というものの受けとめ方が、「ああ、そうか」というぐらいの軽めに考えてしまわないかと懸念している。消費者あるいは事業者の方へ啓発というか、インパクトをどのように出していくかというのは、少し難しくなるのかなという気がしている。

確かに、食中毒の原因は多様化しているというのは、数字等でもわかるし、当然、大きな事件があれば県の方でも発表していると思うが、具体的な事例をメディアやHP、SNSに出すと、意外と身近に起きているということが皆さん理解できて注意されるのかなと思うので、ぜひそういうトピックス的なこともやって行かれてはどうかと思う。

【食品生活衛生課】

先生が言われるように、事例紹介というのは非常に大事だと思う。聞いている方も事例紹介があることによって、自身も事故を起こしてしまう可能性があるという点について理解が深まると思うので、ご助言をいただいた事例活用も取り入れて、事業者あるいは県民の方が飽きないように、また、理解が深まるように取り組んでいきたい。

警報発令を廃止し、夏の食中毒予防期間を実施したとしても、これが恒例化していき、また同じ事になっては意味がないので、今後も皆様のご意見をいただきながら進めていきたい。

【村上委員】

事務局のご説明で、夏の食中毒予防期間というのが、数字も示していただいたので6月から9月は細菌性食中毒が非常に多いということで理にかなっていると思う。

ただ、5月と10月が、月全体としては少し少ない数字となっているが、特に5月の連休のゴールデンウィーク、10月の前半は連休がある等、行楽シーズンなので、実はこの辺がむしろ危ないという話も他県で聞いたことがある。先ほどの山内先生の話と併せて、行楽シーズンの5月や10月も気を緩めると危ないというような啓発も是非していただけたらと思う。

【食品生活衛生課】

先生が言われるとおり、せっきくの6月から9月に食中毒予防期間に取り組んでいても、5月のゴールデンウィーク、10月の行楽シーズンで大きな事故が起こっては元も子もないので、こういった時期についても普及啓発を進めていきたい。

・県及び保健所設置市から資料6により令和5年度食品衛生監視指導計画（案）の概要を説明。

【広島県】

令和4年度からの変更点は、資料5で説明したとおり、例年、7～8月に実施していた食中毒予防月間を夏の食中毒予防期間として6月～9月に取組む。また、試験検査の件数を3,700検体から3,600検体に、輸入食品は260検体から250検体に減らしている。HACCPの定着やHACCPを理解している者の割合を上げるよう取組んでいるところだが、これまで保健所が行っている監視よりもさらに丁寧に監視を行う必要がある、指導時間の増加が見込まれるといったことから件数を減とした。

【広島市】

施設の立入検査について、目標の立入目標件数を23,200件から22,000件としている。これは食品衛生法改正で許可・届出業種が再編され、許可施設の数が増えている関係で件数も下がっている。試験検査については、1,240件から1,480検体に増としている。これは、5月に開催されるサミットの関係で、サミット関連施設での食品検査を予定しているためである。

広島サミットの件について、宿泊施設や弁当調整施設への立入りを強化、また、食品の検査を重点的に行うということで、監視指導計画にも項目を新たに追加している。

【呉市】

年間立入目標件数について、今年度の目標4,500施設から来年度は4,000施設と、500施設ほど減とした。理由としては、先ほどの県の説明にもあったように、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認しているが、その1施設当たりの監視時間が増えているため、監視目標件数が下がっている。

年間検査目標件数については、今年度の目標450件から来年度は420件と30件ほど減少している。理由としては、呉市では、検査の一部を外部委託しているが、その契約を踏まえた件数を元に算出しており、来年度は30件ほど減ることとなる。その他については、今年度と同様に、引き続き取り組んでいきたい。

【福山市】

立入件数と収去検査について、例年と同様の数字としている。立入目標件数は7,500件、収去の検査は800検体。内容についてもほぼ変わらない。

事業者にはHACCPの衛生管理の定着に向けた取り組みとして、立入検査の際に引き続き丁寧に説明をしていくということで、この数は維持していきたいと考えている。

収去検査についても、今年度もなかなかコロナで進まない状況があったが、何とか目標もいけそうな状況ではあるので、来年度も800検体を目標としたい。

今年度と異なるところは、今まで市民への啓発をメール配信等で行っていたが、来年度からLINEなどのSNSを活用して、積極的に食中毒などの市民啓発を行っていききたいと考えている。

【座長】

広島市さんの説明にもあったように、サミットが開催される、また、コロナも5類に格下げになるということで、経済活動の方もさらに進んでいくと考えられるので、監視指導の方をよろしく願います。

食品衛生監視指導計画については、パブリックコメントを経て策定されるとのこと。今の内容について、また、パブリックコメントについて、何かご意見・ご質問はないか。

(質問・意見等なし)

【座長】

それでは、令和5年度も推進プランの数値目標の達成に向けての取組を実施していくということで、各団体の皆様にもご協力をお願いしたい。

これで予定していた議題はすべて終了となるが、最後に事務局から情報提供があるとのことなので、よろしく願います。

・資料7 広島県ふぐの処理等に関する条例の施行及び令和4年度広島県ふぐ処理者試験の実施について説明

【事務局】

広島県ふぐの処理等に関する条例の施行及び今年度のふぐ処理者試験について報告する。

広島県では、令和3年度に条例を制定し、令和4年4月1日から施行している。背景としては、これまでふぐの処理というのは各自治体によって条例、要綱に基づくもの等、ばらつきがあった。食品衛生法の改正と同じくして、ふぐ処理についても一律化をすべしという方針が国から出されたため、県で条例を制定した。

今年度のふぐ処理者試験の結果については、11月25日に試験を行った。出願者16名、受験者14名、合格者は11名、合格率は78.6%となった。

(質疑・意見等)

【座長】

ふぐ処理者とふぐ処理施設の既存の方々には、きちんと周知ができているのか。

【食品生活衛生課】

可能な限りしている。これまでの講習会の受講履歴は持っているが、居住地を転居しているといった方はなかなか追えないこともある。基本的には、今現在フグ処理施設として認定されているところに勤めている方がほとんどだと思うので、施設へ保健所が伺った際に周知をしている。

【座長】

承知した。それでは、続いて、事務局から情報提供をお願いする。

・広島県スーパーマーケット協会より提出された話題提供（「来年度から、福島第一原発処理水の海洋放出が始まりますが、放出後の海産物の汚染等の有無確認等は、国や関連する県として実施されるのでしょうか」）について、資料8で説明。

【事務局】

福島第一原発のアルプス処理水を、この春から夏にかけて東京電力が海洋放出するということを政府が確認したという報道がなされている。

アルプス処理水の海洋放出については、消費者庁等、複数の省庁が同じように公表しているところだが、その中で消費者庁の説明資料がわかりやすいだろうということで、資料8につけさせていただいた。

公表されている資料では、アルプス処理水の海洋放出の前中後の海水や水産物中のトリチウムの濃度のモニタリングを行うようになっており、水産物のモニタリングは、広島県海域のみならず、東日本沿岸などでも行い、その結果はわかりやすく情報提供するとのこと。

令和4年度から、水産庁が水産物の検査を実施しており、結果は水産庁ホームページで公表されている。また、放出前の処理水のサンプリング結果や、放出後の海洋モニタリング結果については、国際原子力機関のレビューを受けて客観性と透明性を確保するとのことである。

広島県食品生活衛生課としては、今後、この検査結果を注視していき、必要に応じてあるいは近隣自治体と足並みをそろえて動いていく必要があると考えている。

【石川委員】

東日本大震災から今年で12年目を迎える。当初は、セシウム等を含めた放射性物質を含む食品が流通したこともあり、食品安全上も非常に危惧される事態がずっと続いていたが、だんだんと規制も解除され、安心して食べられるようになった。

しかし、今回、急にトリチウムというのが海洋放出されるということで、この安全性がどうなのかというのは非常に気にかかっていた。きちんと放出後の状況が把握できるような体制を作ってもらいたいと思い、今回、ご提案をさせていただいた。

【食品生活衛生課】

政府の方も、検査結果は国際機関からもレビューを受ける、あるいは、それに伴ってまた検査結果も公表すると言っているのです、そういった内容を踏まえて適切に対応していきたい。

【石川委員】

承知した。

・資料9 G7広島サミットに向けての食品衛生対策について説明

【事務局】

本年5月19日から21日にかけて開催されるG7広島サミットに向けて、保健所設置市とも連携し、12月から宿泊施設、大規模弁当製造施設、お土産物屋の販売店を対象として監視指導に取り組んでいる。3月から4月上旬にかけて、主にこれらの事業者を対象とした食中毒事故防止のための食品衛生講習会を県内各地で実施する予定。

【座長】

ただいまの説明について、何か御意見・質問等はあるか。
(意見・質疑等なし)

【座長】

その他、全体を通じて意見はないか。

【原田委員】

本日の議題とは直接的には関連しないが、1点申し上げたい。

5か年で取り組む基本方針及び推進プランについて、活動の重要性は生産者組織として十分認識し鋭意取り組んでいるところである。

本冊子の9頁には食料損失いわゆる食品ロスの減少に向けた記載がなされているが、近年、環境問題、国際紛争等に起因する安全な食料を、安定的に確保することが大きな問題となっている。

十分安全に食べることができる食品を廃棄することは、全体で捉えれば大きな経済的な損失となっており、広島県内において主な市町、および流通・小売事業者でも、フードロスの削減に向けた取り組みがなされている。

4頁の基本的な視点にあるように、科学的な根拠にもとづくことを前提として、「食品ロス削減に向けた啓発活動」について、例えば、消費期限と賞味期限の違いの理解など、基本的なことから消費者に周知を図ることも必要であると認識している。今後の取り組みにおいて、啓発活動等への反映について、よろしく願いたい。

【食品生活衛生課】

ご意見の中で、例えば消費期限、賞味期限、そこだけに限らず表示の正しい理解というものは、事業者、消費者問わず必要な知識であると考えているので、普及啓発は行っていきたい。それは、取組の柱の食品表示、表示違反(不良)による回収件数の減少にも繋がってくる取組だと思う。

【原田委員】

よろしく願います。

【座長】

農業技術課の方からは何かあるか。

【農業技術課鈴木食品安全安心担当監】

表示については、分担して監視指導等を行っているので、そういったところでの啓発等も行っていきたい。

【座長】

原田委員、今の内容でよいか。(原田委員：了承)

【座長】

それでは、続いて、県漁連から意見ををお願いします。

【渡邊委員】

資料5について、食中毒の事例紹介という話があり、大変効果的だと思うが、いたずらに事例を広めるだけでは、食材として極端に消費が下がることが予想される。どうやったら安全にこれを食べることができるかも一般の消費者に伝えることを忘れないでいただきたい。

【食品生活衛生課】

普及啓発をすることによって、いたずらに風評被害に繋がるということはあってはならないと考えているので、その辺は注意をして取り組んで参りたい。

【渡邊委員】

よろしくをお願いします。

【座長】

その他、ご意見等ないか。

(意見・質疑なし)

【座長】

それでは、今回の協議会はこれで終了とする。円滑な進行へのご協力感謝する。

○閉会